

特商法

ご存じ
ですか？



会員の方が製品をご愛用しながら人から人へとお伝えしていくなかでボーナスを得られるニナファームジャパンのビジネスは、一般に「ネットワークビジネス」と呼ばれています。ネットワークビジネスは「特定商取引に関する法律(特商法)」の「連鎖販売取引」に該当し、守るべきルールがあります。法律にもとづいた健全なビジネス活動で、ニナファームジャパン・ビジネスを大きく育てていきましょう。

勧誘シーン別 特商法が定めるルールを守りましょう。

勧誘前

ニナファームジャパンの製品やビジネスの紹介に際して、相手の方に事前に必ず伝えなければならないことがあります。

- ①氏名
- ②株式会社ニナファームジャパンが行なっているビジネスの会員となる話であること
- ③会員になるためには、健康食品(サンテアージュ OX-288)の購入および定期購入の申し込みが必要であること

以上を伝えたくて、相手に「勧誘を受ける意思」があることを確認してから、話を進めます。断られたら、それ以上続けてはいけません。

伝えて
いますか？

NG!

「健康セミナーと一緒に行かない？」
「すごい話があるので、ぜひ会いたいので」
「儲け話があるけど聞く？」

OK

「私〇〇は、株式会社ニナファームジャパンという会社が主宰するネットワークビジネスの会員になっています。健康食品の購入を伴うビジネスなのですが、私にはとても良いお話だったので、△△さんにもぜひご紹介したいと思っています。会ってお話を聞いていただけますか？」

勧誘時

勧誘に際して、ニナファームジャパンのビジネスが特商法に定められた「連鎖販売取引」であることをはっきりと教えてください。

そして、会社案内、メンバーズマニュアル、全商品カタログ、概要書面などを利用して、下記について十分にご理解いただきましょう。

- ①サンテアージュ OX-288などの取扱製品について(種類、内容量など)
- ②サンテアージュ OX-288の購入価格について(この取引に伴う負担について)
- ③この取引において得られるボーナスについて
- ④契約の解除(クーリングオフや中途解約)の方法について
- ⑤その他、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について

必ず説明
しましょう

NG!

「通信販売の一種ということにして、簡単に製品の話だけしよう」

会員登録
申請書の
提出とともに

必ず渡して
ください



概要書面は、特商法により契約前の交付が義務づけられている大切な書面です。会員登録申請時には、会員登録申請書5枚目の「お客さま控」とその後に添付してある概要書面を、必ず入会希望者にお渡しください。

